

保育所入所管理業務改善委託 優先交渉権者選定方法

松江市が実施する「保育所入所管理業務改善委託プロポーザル」における優先交渉権者の選定は、下記の方法による。

記

1 審査委員会

- (1) 提出された提案書等の審査は、保育所入所管理業務改善委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）及び事務局が行う。
- (2) 審査委員会は、提出された提案書等を本基準に基づき審査し、優先交渉権者と次点交渉権者を選定する。

2 優先交渉権者の選定方法

- (1) 優先交渉権者の選定は、提出された企画提案書類及び企画提案書に関するプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション」という。）の審査結果から行う。
- (2) 企画提案書類の内容について、次の事項は、事務局が審査を実施する。
 - ・ 「業務改善」における(1)①他自治体での実績、(3)①常駐する職員の期間
 - ・ 「システム機能（共通事項）」(1)～(3)
 - ・ 「システム機能（保育所入所管理システム）」における(2)機能要件及び(3)スケジュール
 - ・ 「システム機能（オンライン申請システム）」における(2)マイナンバーカードの利用、(4)サーバの設置場所、(5)機能要件
 - ・ 見積
- (3) プレゼンテーションは、別途指定する日に実施する。
- (4) 配点（合計400点）は次のとおりとする。

① 評価点（240点）

- ・ 業務改善 : 90点
- ・ システム機能（共通事項） : 20点
- ・ システム機能（保育所入所申請管理システム） : 40点
- ・ システム機能（オンライン申請システム） : 50点
- ・ 作業・業務体制 : 40点

② 価格点（80点）

- ・ 見積（価格点） : 80点

※ 以下の計算方法とする。

（全提案価格のうち最低提案価格/当該提案価格）×配点（80点）

③ プレゼンテーション (80点)

・ プレゼンテーション : 80点

(5) 上記により算出された合計点数が最も高い者を優先交渉権者とする。

(6) 合計点数が最も高いものが2者以上あるときは、「プレゼンテーション」の得点が最も高い者を優先交渉権者とする。

なお、「プレゼンテーション」の得点と同じ場合は「見積(価格点)」の得点が高い者を優先交渉権者とするが、「見積(価格点)」も同じ場合は当該提案者またはその代理人にくじを引かせ、優先交渉権者、次点交渉権者等の順位を決定する。

(7) 評価点が満点(240点)の6割(144点)に満たない場合は優先交渉権者として選定しない。

3 採点方法

採点は、提案された企画の優秀性及び提案価格の低廉性を、評価基準(別表)により行う。

※ 導入経費は、システム導入経費及びシステム保守経費の総額とする。

※ 保守運用経費(5年間)は、審査に使用するものであり、令和6年度以降においては、本価格を参考としながら毎年度保守運用の内容を見直し、価格を精査するものとする(保守運用契約の締結を保証するものではない。)